

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 **10**月 **20**日

さいたま市長

清水 万 人

さいたま市規則第 9 3 号

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条、第 4 条関係）			別表（第 2 条、第 4 条関係）		
使用料等の名称	減額又は免除の区分及びその内容		使用料等の名称	減額又は免除の区分及びその内容	
	区分	内容		区分	内容
[略]			[略]		
さいたま市文化センターの使用料等	[略]		さいたま市文化センターの使用料等	[略]	
さいたま市民会館うらわの使用料等	減額	左記使用料等の額の 2 分の 1 に相当する額			
[略]			[略]		

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。